

令和 8 年 4 月 8 日

保護者・関係者 各位

明浜地区学校運営協議会 会長 酒井 郁子
明浜中学校 校長 岡部 一行
明浜小学校 校長 加藤 正人

震度 5 強以上の地震発生時の対応について

令和 6 年 8 月に日向灘で発生した地震では、気象庁より「巨大地震注意」が発表され、私たちは避難体制を維持したまま一週間を過ごし、南海トラフ地震発生の可能性の高まりを肌で感じる事態を経験しました。また、令和 7 年 1 月には、30 年以内の南海トラフ地震の発生確率が、70%～80%から 80%程度に引き上げられ、緊迫性の高まりが伝えられました。そして 3 月には、南海トラフ地震被害想定も見直されました。被害想定は、若干の減少傾向となりましたが、それでも甚大な被害の数字が提示されています。

このように、大きな被害をもたらす、いつ起きてもおかしくない地震や津波に対して、対策を講じておくことが急務となっています。そこで、震度 5 強以上の地震が発生した場合、明浜小中学校が想定している対応についてお知らせいたしますので、御理解・御協力をお願いいたします。なお、実際に起きている状況に臨機応変に対応しながら、児童・生徒の生命の安全確保を第一に対応を行います。以下に示している内容と異なる対応を行うことも十分に想定されますので、御了承いただきますようお願いいたします。

① 児童・生徒が在校中の時

<震度 5 強以上の地震発生>

- 1 落ちる、動く、倒れる物から離れる。
- 2 児童・生徒は机の下にもぐる、低い姿勢、頭部の保護等の安全確保の行動を行う。
- 3 放送または教師の声による指示を待つ。
- 4 小学校は運動場へ、中学校は中庭へ避難する。

ア 津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されなかった時

※ 原則学校に待機後、保護者への引き渡し（地震直後のスクールバス運行は困難）

(1) すぐーるが使える時の学校から保護者へ連絡方法

- ① 児童・生徒を学校内の安全が確認された場所で待機させる。
- ② すぐーるで児童・生徒の居場所等の引き渡しについての情報を連絡する。
- ③ 児童・生徒の健康状態や周囲の道路状況等も随時連絡を行う。
- ④ 安全の確保ができた保護者等から迎えに来ていただき、随時引き渡しを行う。

(2) すぐーるが使えない時の学校から保護者への連絡方法

- ① 児童・生徒を学校内の安全が確認された場所で待機させる。
- ② 避難場所や児童の様子、引き渡しの情報について、可能な伝達方法（電話、ホームページ、学校玄関前掲示板等）で伝達に努める。
- ③ 安全の確保ができた保護者等から迎えに来ていただき、随時引き渡しを行う。

イ 津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された時（別紙地図 1 参照）

※ 原則、児童・生徒は教職員誘導の下、高台の避難場所「下の谷農道」に避難（道路の状況によっては、「畑岡農道」へ避難する場合もあり）

(1) すぐーるが使える時の学校から保護者への連絡方法

- ① 児童・生徒へ避難を指示し、安全を確保する。「運動場・中庭」→「下の谷農道」（道路の状況によっては、「運動場・中庭」→「畑岡農道」）
- ② すぐーるで、児童・生徒が待機している避難場所を知らせる。
- ③ 「津波注意報発表」の場合、津波の高さが低く町への侵入がない等、児童・生徒の安全確保が確実である場合は、学校へ戻ることが想定される。随時、児童・生徒の避難場所、健康状態等をすぐーるで知らせる。
- ④ 「津波警報、大津波警報発表」の場合、児童・生徒の安全が確保されるまで避難場所に待機することが想定される。随時、児童・生徒の避難場所、健康状態等をすぐーるで知らせる。
- ⑤ 周囲の安全が確保され、引き渡し可能な状況と判断した場合は、すぐーるで連絡を行う。安全の確保ができた保護者から、児童・生徒が避難している場所へ迎えに来ていただき、随時引き渡しを行う。

(2) すぐーるが使えない時の学校から保護者への連絡方法

- ① 児童・生徒へ避難を指示し、安全を確保する。「運動場・中庭」→「下の谷農道」（道路の状況によっては、「運動場・中庭」→「畑岡農道」）

※ 小学校児童玄関、中学校生徒玄関に掲示板を設置し、避難場所の掲示を行う。

- ② 原則「下の谷農道」に避難することを想定している。避難が長時間となる見込みである場合、地域の自主防災組織の方や市の方との連絡が取れるよう手を尽くし、児童・生徒の様子、必要な物資等の連絡を行う。インターネット、電話がつながるようであれば、ホームページで避難の状況を発信したり、保護者への個別連絡等を行ったりする。
- ③ 安全の確保ができた保護者から、児童・生徒が避難している場所（「下の谷農道」または「畑岡農道」または「指定避難所」）へ迎えに来ていただく。随時引き渡しを行う。

② 児童・生徒が登下校中の時（別紙地図 2～4 参照）

I スクールバスの児童・生徒

<震度 5 強以上の地震発生>

- 1 地震発生時、バスを停止
- 2 地震が収まった後、運転士が情報収集を行う。

掲載しているスクールバスの地震・津波避難の流れは、対応の一例となります。児童・生徒の安全確保を第一とし、災害の状況に応じた対応を行っていきます。

ア 津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されなかった時

- (1) 周囲の安全を確認し、その場にとどまったり、もしくは安全な場所、最寄りの指定避難所（別紙地図 2～4 参照）まで低速で移動したりする。
- (2) 周囲の安全が確保できる場所でバス内で待機する。道路状況等により、バスが移動できない場合は、バスを下車し安全な場所または最寄りの指定避難所（別紙地図 2～4）まで徒歩で移動して待機する。

イ 津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された時（別紙地図 2～4 参照）

- (1) バスが止まった場所が高さのある場所である場合
 - ・ その場所で待機する。
- (2) バスの止まった場所があまり高さのない場合
 - ・ バスで移動できる場合は、高さのある場所または最寄りの指定避難所等（別紙地図 2～4 参照）へ移動し待機する。
 - ・ バスで移動できない場合は、徒歩で高さのある場所または最寄りの指定避難所等（別紙地図 2～4 参照）へ移動し待機する。

① すぐるが使える時の学校から保護者への連絡方法

★ アとイのどちらの場合も、運転士と学校との連絡の中で得た児童・生徒の居場所や健康状態等の情報、今後の対応等を連絡する。

② すぐるが使えない時の学校から保護者への連絡方法

★ アとイのどちらの場合も、停車が予想される場所や最寄りの指定避難所等へ連絡等を行い、安否確認に努める。得た情報や今後の対応については、その災害時に可能な伝達方法（電話、ホームページ、学校玄関前掲示板等）で、伝達に努める。

※ 明浜地域における津波の指定避難所は、明浜歴史民俗資料館（高山）と明浜支所（高山）の 2 施設となる。

II 徒歩・自転車による登下校の児童・生徒（自宅～学校 自宅～バス停）

<震度 5 強以上の地震発生>

- 1 ブロック塀や軒下などを避け、頭部をランドセルや通学用カバン等で保護し、安全確保・身体保護を行う。
- 2 地震が収まった後、防災無線放送、地域の方への確認、消防隊や自主防災組織の方の呼び掛け等に注意を払い、各通学班の高学年、中学生が中心となって津波への避難行動を行う。

ア 津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されなかった時

- (1) 自宅が近ければ自宅へ帰り、小中学校を含む指定避難所（別紙地図 2～4 参照）が近ければそこへ避難する。自宅へ戻った場合、児童・生徒は、できるだけ早く学校へ連絡を行う。
- (2) 指定避難所に避難した場合、児童・生徒は、近くの人に協力をしてもらいながら避難している旨を学校に連絡する。今後の対応について学校等から指示があるまで、避難した場所で待機する。

① すぐるが使える時の学校から保護者への連絡方法

★ 安否確認のメールを送る。また、指定避難場所と学校との連絡の中で得た児童の居場所や健康状態の情報、引き渡し等の今後の対応について連絡を行う。

② すぐるが使えない時の学校から保護者への連絡方法

★ 各家庭、指定避難所等への連絡を行い、安否確認に努める。得た情報や今後の対応については、その災害時に可能な伝達方法（電話、ホームページ、学校玄関前掲示板等）で、伝達に努める。

イ 津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された時（別紙地図 2～4 参照）

- (1) 高さのある場所へ避難を行う。避難を誘導する大人がいれば、その指示に従う。
- (2) 避難を誘導する大人がいなければ、各通学班の高学年や中学生が先導し、低学年児童のサポートを行いながら各地域にある津波からの避難場所へ避難する。
- (3) 津波からの避難場所が遠かったり場所が不明であったりした場合には、とにかく近くの山へ 10m 以上登り、安全を確保する。
- (4) 一人で登下校を行っていた場合も上記と同様の対応を行う。
- (5) 避難場所ですばらく待機し、学校や地域の自主防災組織、消防等からの指示を待つ。

① すぐーるが使える時の学校から保護者への連絡方法

★ 安否確認のメールを送る。また、個人や指定避難所等、各機関との連絡の中で学校が把握した児童・生徒の居場所や健康状態等の情報、引き渡し等の今後の対応について連絡する。

② すぐーるが使えない時の学校から保護者への連絡方法

★ 個人、各機関、各家庭、避難場所や指定避難所等への連絡を行い、安否確認に努める。得た情報や今後の対応については、その災害時に可能な伝達方法（電話、ホームページ、学校玄関前掲示板等）で、伝達に努める。

※ 明浜地域における津波の指定避難所は、明浜歴史民俗資料館（高山）と明浜支所（高山）の 2 施設となる。

③ 児童・生徒が学校管理下でない時における震度 5 強以上の地震発生時の安否確認について

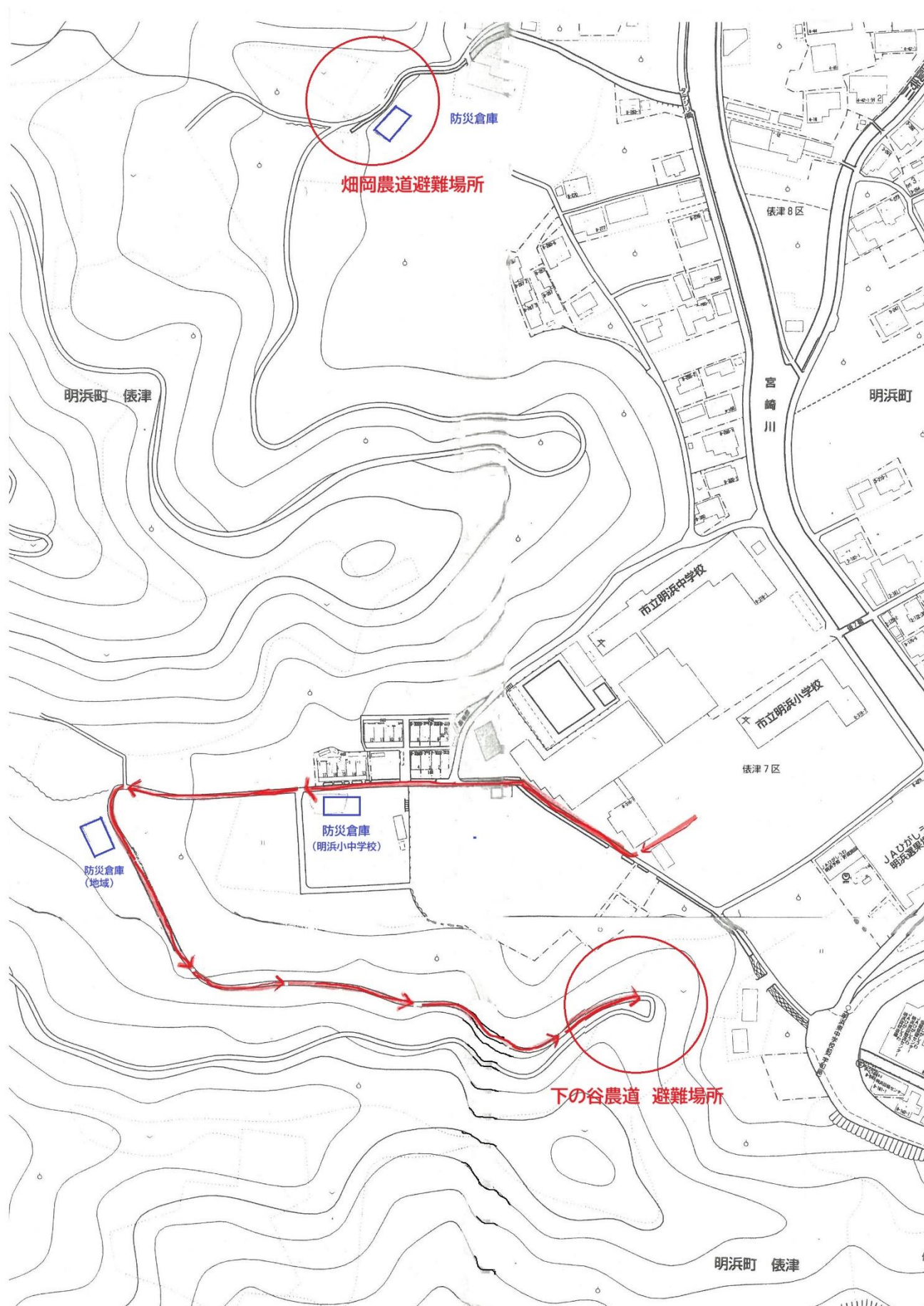
<震度 5 強以上の地震発生>

- 1 児童・生徒は、自宅等それぞれの場所で最善の安全確保に努める。
- 2 津波注意報、津波警報や大津波警報が発表された場合は、各家庭の取り決めや各地域の避難方法に従って、それぞれの場所へ避難を行う。
 - (1) すぐーるが使える時の学校から保護者への連絡方法
 - ① すぐーるにて、安否確認を行う。
 - ② すぐーるで安否の回答がない児童・生徒については、電話での連絡をはじめ、避難場所や避難所等へ連絡を行い、安否確認を行う。
 - (2) すぐーるが使えない時の学校から保護者への連絡方法
 - ① 保護者への個別連絡をはじめ、避難場所や避難所等へ連絡を行い、安否確認に努める。ただし、教職員の安全確保を第一とする。

保護者の皆様におかれましても、御自身や御家族の安全が確保されましたら、学校からの安否確認に御協力いただきますようお願いいたします。

別紙地図 1

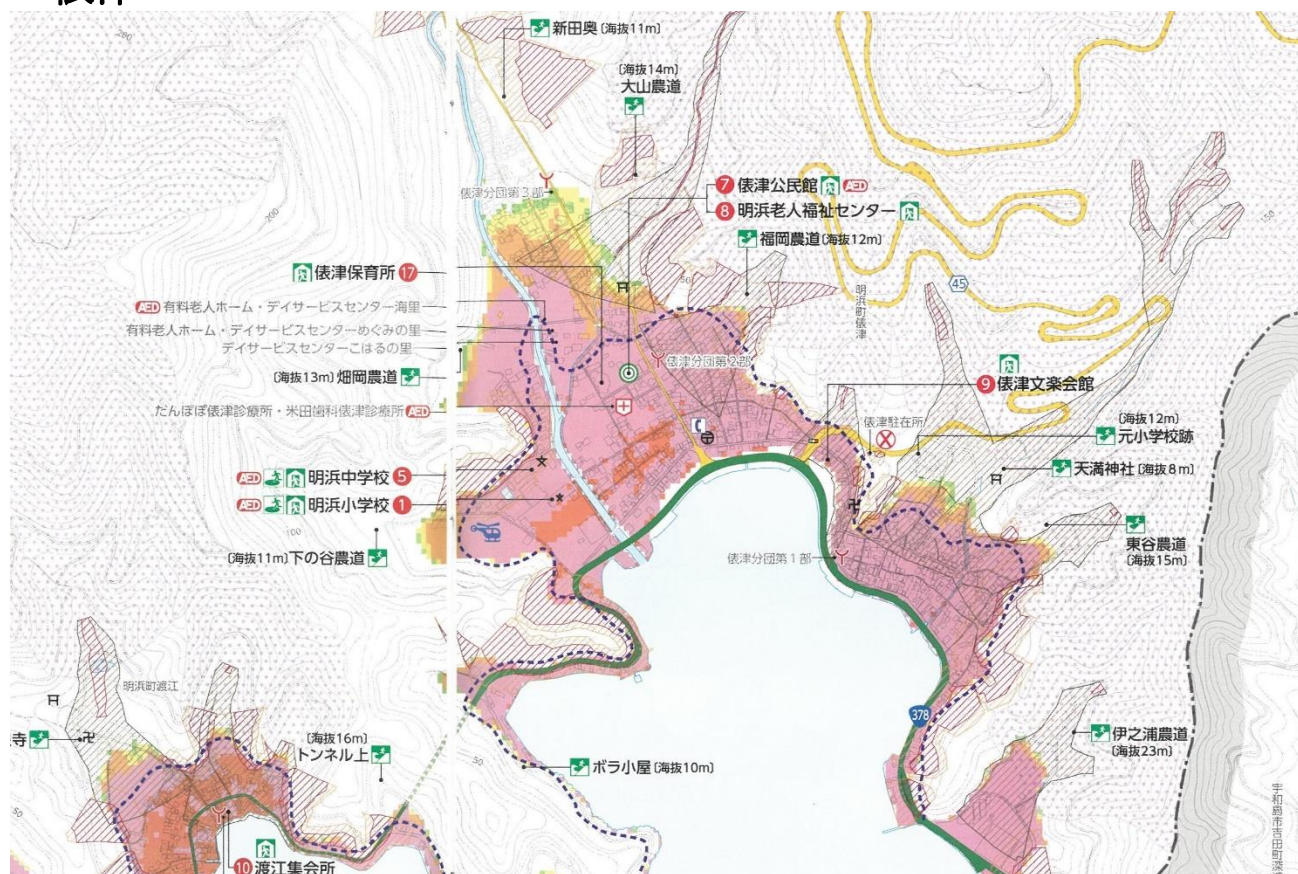
下の谷農道への避難経路と避難場所並びに畑岡農道の避難場所



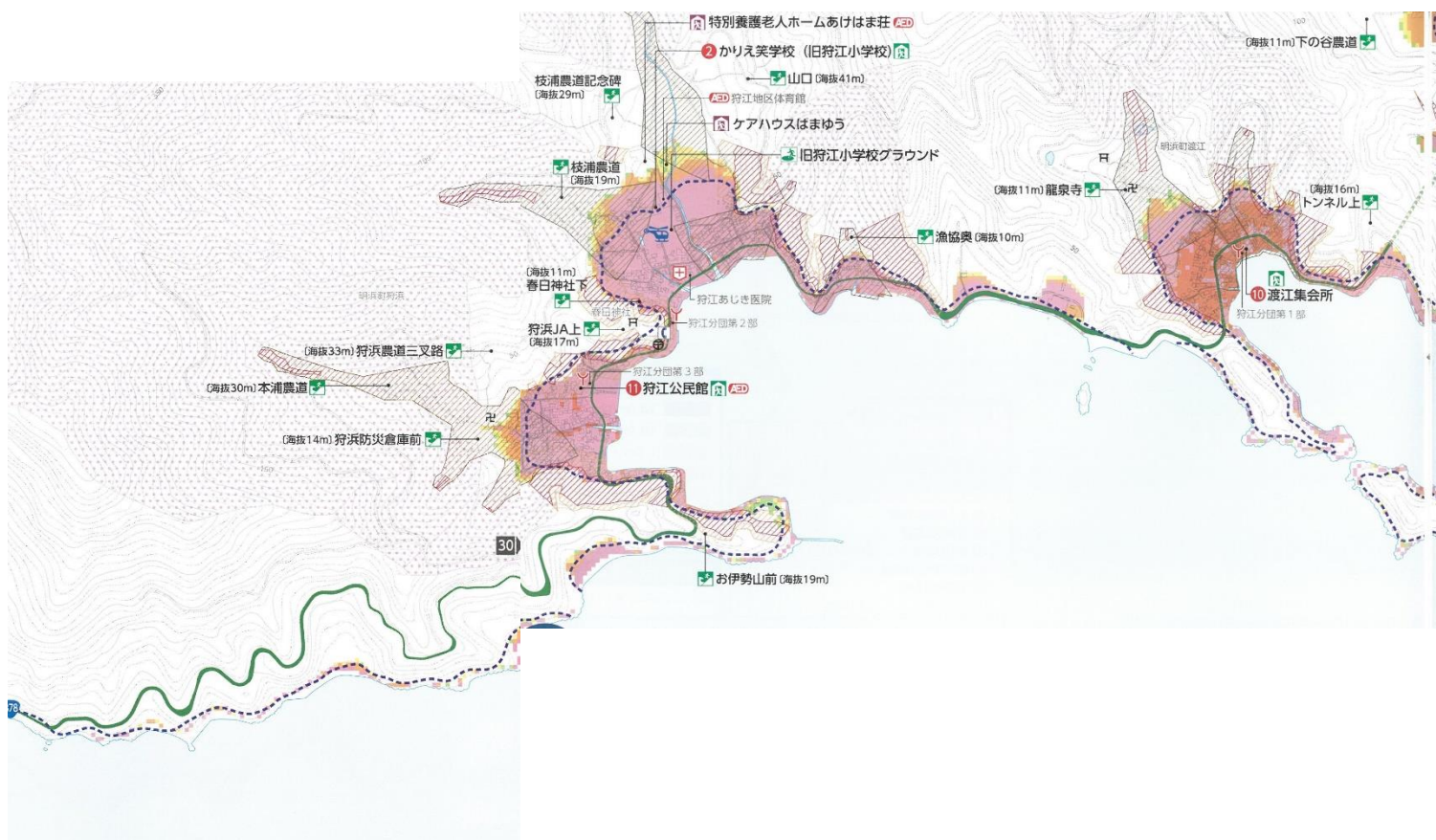
別紙地図 2

2021 年 7 月発行 西予市総合防災マップより

<俵津>



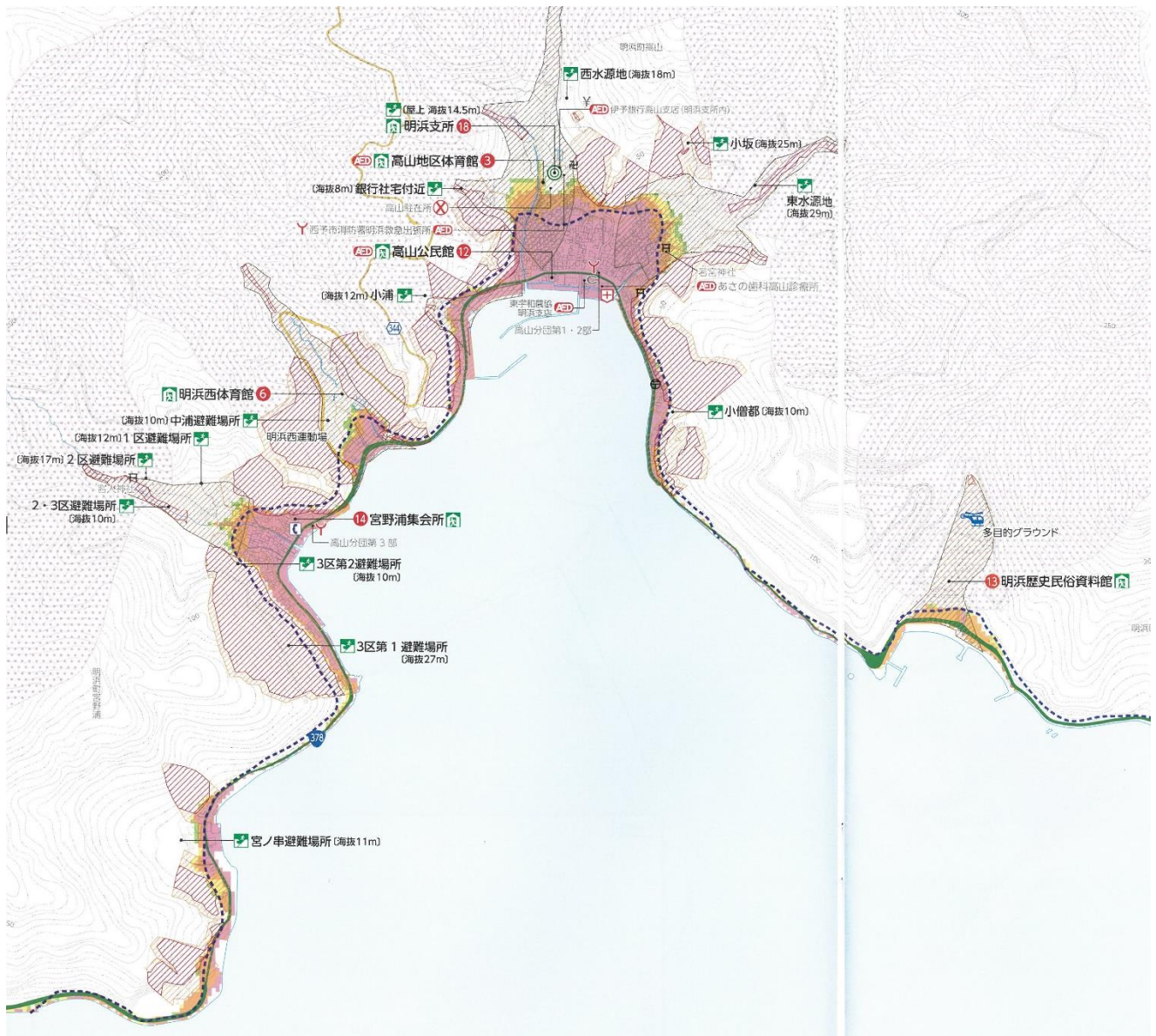
<渡江・狩浜>



別紙地図3

2021年7月発行 西予市総合防災マップより

<高山・宮野浦>



別紙地図 4

2021 年 7 月 発行 西予市総合防災マップより

<岩井・田之浜>

